

総合評価方式の主な改正内容について

(H30年6月)

(1) 実施対象規準

(網掛け部分が、今回の改正箇所です。)

対 象 業 種	予定価格
土木一式（上下水道工事除く）	5千万円以上
土木一式（上下水道工事）	1億円以上
建築一式工事（新築、改築、増築に限る）	1億円以上
電気工事	1億円以上
管工事	1億円以上
舗装工事	1億円以上
機械器具設置工事（上下水道施設）	1億円以上

※土木一式（上下水道工事）については、予定価格5千万円以上1億円未満の工事からも抽出して、総合評価方式で入札を行うものとする。

※上記以外の工事についても、工事内容等に応じて抽出して、総合評価方式で入札を行うものとする

※対象工事は、工事内容、施工時期、緊急性等の理由により総合評価方式とすることが不適当な場合を除く。

※対象工事の金額は、土木一式工事（水道管工事）は管材費の2分の1、機械器具設置工事（上下水道施設）、電気工事（上下水道施設）は機器費を除く。

※電気工事、管工事については、建築一式工事の分離発注による設備工事を除く。

※電気工事（プラント電気設備工事）については、プラント機械設備工事等と同時施工する場合は総合評価の対象としない。ただし、プラント電気設備工事単独施工の場合は総合評価の対象とする。

(2) 評価項目「障害者雇用の有無」

- ・法定雇用率が2.0%から2.2%に引き上げられたことに伴い、対象企業の範囲が「従業員50人以上」から「45.5人以上」に変更。